

〔三訂版〕

# 海外税務 ハンドブック

監査法人トーマツ編

POSTAL ADDRESS FOR SERVICE OF NOTICES  
 If address is unchanged, please show it here  
 File  
 Qu  
 File  
 Post Box No. \_\_\_\_\_  
 Previous address \_\_\_\_\_  
 ED OFFICE  
 HOME-PRODUCING  
 The company derives its income from \_\_\_\_\_  
 include whole or part of \_\_\_\_\_  
 The description of the kind of manufacturer, dealer or the kind of services provided  
 MANUFACTURER  
 CENTRAL MANAGEMENT IN AUSTRALIA  
 1 CITY  
 PUBLIC OR PRIVATE COMPANY  
 (See Instructions Nos. 20-21)  
 RENT PUBLIC COMPANY  
 Name of a public company, state name of that company  
 AGED  
 furnish particulars  
 exactly as  
 U.S. Corporation Income Tax Return  
 For the calendar year 1989 or tax year beginning \_\_\_\_\_ ending Mar. 31, 1990  
 Instructions are separate. See page 1 for Paperwork Reduction Act Notice.  
 Name  
 ABC of America Inc.  
 Number and street (or P.O. box number if mail is not delivered to street address)  
 1200 Broadway  
 New York, NY 10010  
 City or town, state, and ZIP code  
 Gross profit (line 1c less line 2)  
 Net sales (Schedule C, line 19)  
 Capital gains net income (attach Form 4797)  
 Total income (add lines 3 through 20)  
 Add lines 3 through 20  
 (Form 1120)  
 Contributions—attach schedule  
 Depreciation claimed on Schedule A and elsewhere  
 Bad debts  
 Rents  
 Taxes  
 Interest  
 Contributions (see instructions—attach Form 4797)  
 Depreciation (attach Form 4762)  
 Less depreciation claimed on Schedule A and elsewhere  
 Advertising  
 Depletion  
 Pension, profit-sharing, etc., net  
 Employee benefit plans  
 Other deductions  
 Taxable interest  
 Less: a  
 b  
 Line \_\_\_\_\_  
 Total tax (Schedule C)  
 Payment  
 Dedications  
 (See instructions for limitations on deductions)  
 週刊「税務通信」「経営財務」発行所  
 税務研究会出版局

C-1 SYDNEY ACCOUNT	
MANUFACTURER	
1 CITY	PUBLIC
TORANOMON	Year of Last 1989
This is the final return to be filed as Schedule 90, the last page of the return.	
OMB No. 1545-0123	
1989	
Employer identification number 11-108165	
Date incorporated August 10, 1976	
Total assets (see Specific Instructions) \$ 3,330,000	
1c	4,648,300
2	3,372,450
3	1,275,850
4	2,600
5	10,400
6	5,680
7	14,000
8	1,308,530
9	160,000
10	228,000
11	13,980
12	67,000
13c	95,260
14	163,000
15	25,000
16	Line 10 100% credit 3,900 1c Balance ▶
17	20 197,100 21a 186,500
18	21b 220,000
19	23 200,000
20	24 180,000
21	25 160,000
22	26 140,000
23	27 120,000
24	28 100,000
25	29 80,000
26	30 60,000
27	31 40,000
28	32 20,000
29	33 10,000
30	34 5,000
31	35 2,000
32	36 1,000

WE RELI  
ION SUPP  
B. No. (to be  
d a fee for prepar  
wers set forth above  
i forth in the first co  
signature

# 海外税務 ハンドブック

監査法人トーマツ編

税務研究会出版局

## 【編者紹介】——監査法人トーマツ

監査法人トーマツは国内14カ所に事務所を有し、国際的にはデロイト・ロス・トーマツに加盟し世界107カ国でサービスを行っており、現在海外の30以上の都市に日本人会計士を駐在させている。デロイト・ハスキンズ・アンドセル・インターナショナルとトウシュ・ロス・インターナショナルの合併に伴い平成2年2月1日、監査法人トーマツに名称を変更した。

(本 部) 〒108 東京都港区芝浦4-13-23  
(東京事務所) M S 芝浦ビル

☎ 03-3457-7321

(大阪事務所) 〒541 大阪市中央区安土町2-3-13  
大阪国際ビル24F

☎ 06-261-1381

## 海外税務ハンドブック

昭和61年5月1日 初版発行 (著者承認検印省略)  
昭和62年8月10日 改訂版発行  
平成3年7月20日 三訂版発行

◎ 編 者 監 査 法 人 ト 一 マ ツ  
発 行 所 稅 务 研 究 会 出 版 局  
代 表 者 藤 原 紘 一

東京都千代田区猿楽町2-7-15

☎ 03(3294)4741 振替東京 6-76223

出版局直通 東京都千代田区三崎町3-6-17

電 話 03(3264) 1 5 3 1

関 西 総 局 大阪市中央区大手前1-7-31

電 話 06(943) 2251~2(OMMビル)

北 海 道 支 局 札幌市中央区北1条西2丁目(経済センター内)

電 話 011(221) 8 3 4 8

東 北 支 局 仙台市青葉区本町2-7-13(遠藤建業ビル)

電 話 022(222) 3 8 5 8

中 部 支 局 名古屋市中区錦2-20-20(大和生命ビル)

電 話 052(211) 3 3 4 1 ~ 2

中 国 支 局 広島市中区幟町13-24(広島税研ビル)

電 話 082(227) 2 1 2 5

九 州 支 局 福岡市中央区大手門1-3-30

電 話 092(721) 0 6 4 4 ~ 6

関 東 信 越 支 所 大宮市土手町1-2(埼共連ビル)

電 話 048(647) 5 5 4 4

神奈川支所 横浜市中区山下町74-1(第一山下町ビル)

電 話 045(661) 3 5 3 6

研修センター 東京都千代田区三崎町2-20-9(第2税研ビル)

電 話 03(3264) 6 1 0 7 ~ 9

乱丁・落丁の場合は、お取替えします。 印刷・製本 奥村印刷株

ISBN 4-7931-0327-8

## すいせんのことば

貿易摩擦の激化、円高基調の定着、金融自由化の進展を背景に、ここ2、3年にわたって日本企業の国際化が急ピッチで進んでいます。

これからの国際化がどういった形をとっていくのか、予測はなかなか難しく、日本の経営感覚から100%自己資本による進出を好むとはいえる、これが必ずしも現実的とはいえない、段階的には、ライセンスの供与、ジョイントベンチャー、企業買収といった手段や、その組み合わせを通じて、多様な国際化が図られるとみるべきでしょう。

この場合、企業進出のかたちがいずれであるにしろ、企業において必然的に直面するのが、進出国の税制の問題であります。

わが国税制との相違や、国際課税に関する法制の整備状況など、その課題はさまざまであり、進出後に不測の事態を招来しないよう、当該国の経済環境、政治的背景はもちろんのこと、税制についても十分の理解を持って総合的判断で進出国が決定されるべきでしょう。

さて、このたび発刊される「海外税務ハンドブック」は、わが国企業の海外進出に当たって、その担当者・関係者が進出国の税制の調査を、事前はもとより事後においても、充分行うことができるよう企図され、編集されたもので、まことに時宜を得た有意義なことと思います。

編者である等松・青木監査法人は、国内11か所、海外20か所に事務所や駐在員を置く、わが国では最大級の国際的監査法人であり、国際税務サービス業務は、既に海外進出日本企業より高い評価を得ているところから、その海外活動と情報の集積である本書も、企業の担当者あるいは

( 2 )

関係者に役立つ内容であると考えます。

本書が広く企業関係者・職業会計人において活用され、国際化を通じて企業の一層の発展が期せられるよう願いつつ、すいせんのことばといたします。

昭和61年4月

日興證券株式会社 顧問 松川道哉  
〔株〕日興リサーチセンター理事長  
〔元大蔵省財務官・顧問〕

## 序

私どもサンワ・等松青木監査法人から、海外事務所勤務に送り出した公認会計士は、創立以来この18年間に100名を超えている。

海外現地での業務は、会計や監査と同等のウェイトで、その国の税務相談があり、海外へ進出した日系企業の方々への助言や指導、あるいはセミナーの開催など、そのサービス業務は多忙を極める。

3年から5年の海外勤務を経て帰国すると、その海外勤務中の経験や知識を1冊の本に集大成するのは、いわば自然の成り行きであり、今回の“海外税務ハンドブック”の発刊もこれにより実現した。この意味で本書は、先般出版の「海外会計実務ハンドブック」(同文館発行)の姉妹編といえよう。

ところで、日本の製品は“集中豪雨”的に海外へ輸出されてきたが、最近では輸出制限をされる事態に立ち至っており、そこで今度は資本を海外へ輸出し、現地の労働力を雇用して現地生産にふみ切る企業が急増している。

この場合、どの国へ進出するのが効率的な投資となるのか、それを判断する基準の一つが、その国、その地域の税制であるから、本書は最新の税務情報を提供する上で、きわめて価値あるものと信ずる。

ただ、ご承知のように税制はよく変る。特にアメリカでは、1986年中に、抜本的な改正が実施され、これを契機に、各国の税制も“国際競争”的な見地、あるいは“企業誘致”的な見地からも改正を迫られることになるはずであり、日本の税制もその例外ではない。前国税庁長官の福田幸弘氏(私とは海軍経理学校の同窓)も、その力作「税制改正の視点」で、この点を明快に指摘しておられる。

私は、当監査法人が1972年にニューヨーク事務所を開設以来、南北アメリカ、ヨーロッパ、中近東、東南アジアの各地を10年以上にわたり、年間相当の

( 4 )

日数をかけて巡回を続けてきており、この間、海外勤務中の公認会計士や各国地元の会計士・税務当局担当官と意見交換をするなど、多数の実例を積み上げる過程で、本書の各執筆者と親しく作業する機会を得たので、ここに序文を草した次第である。

本書が、海外進出を企図する企業、あるいは既に進出を果たされている企業の担当者の方々のために、いささかでもお役に立つことができれば幸いである。

昭和62年夏

サンワ・等松青木監査法人 代表社員・公認会計士 富田 岩芳

## は し が き

最近におけるわが国企業の国際化はまことにめざましい。

大手企業から中小企業にいたるまで、その規模を問わず、広汎な業種にわたって、海外支店・駐在員事務所の設置、海外子会社・合弁会社の設立などが目立って増加している。

このような海外進出の過程で、企業が必然的に直面することになるのが、当該国の税制の問題であり、わが国税制との相違、国際課税に関する法制の精粗、あるいは政治的背景などとの関連で、税負担をめぐっての深刻な問題を生ずることが多くなってきた。

企業の担当者あるいは関係者においては、不測の事態を招来しないよう、進出国の税制の調査を、事前はもとより、事後においても十二分に実施する必要があるわけで、本書はかかる観点から読者各位に役立てるよう、主要12カ国の税制について、まとめたものである。

税制は、各国の社会的基盤の相違によって、会計制度とともに大きく異なるところであり、収録国数はできるだけ増やしたかったが、紙数の関係もあり、主要12カ国に限定せざるを得なかった。その内容においても、概要を項目別にできるだけ理解し易いよう、記述するにとどめたので、細部については、当監査法人の執筆者にご相談いただきたい。

各国別に税制を説明するに当たっては、同一項目にわけて説明することに不適当な面もあったが、便宜上、原則として、下記に示す共通項目に基づいて説明を行っており、さらに、それぞれ末尾に当該国の申告書の記載例を添付、実務の参考に供することとした。

### 〔各国別共通説明項目の概要〕

#### § 1 税制と実務

( 6 )

〔 1 〕 税制の概要——税の体系と特徴

〔 2 〕 法人所得税

- 1 課税所得の計算
- 2 益 金
- 3 損 金
- 4 欠損金の繰戻しと繰越し
- 5 優遇措置と免税
- 6 税 率
- 7 税額控除
- 8 申告期限と納付
- 9 地 方 税
- 10 国際租税問題
- 11 租 税 条 約
- 12 外国法人の所得に対する課税

〔 3 〕 個人所得税

- 1 課 稅 対 象
- 2 控 除 額
- 3 税 率
- 4 税額計算
- 5 納 付
- 6 雇 用 主
- 7 給与所得以外の所得
- 8 地 方 税
- 9 法定福利費

〔 4 〕 その他の税金

§ 2 申告書の実例

主要申告書を例示し、各国共通の納税者標準モデルに基づいて記載

〔 1 〕 法人所得税申告書

<標準モデル>

電機製品製造販売（現地）

年間売上高 2,400百万円

税引前利益 240 "

材料 一部輸入——日本

一部現地調達

従業員 100名（内日本人10名）

設備投資——簿価500百万円

〔2〕個人所得税申告書

<標準モデル>

年収手取 10,000,000円

妻、子供2人、家賃、税金会社負担

以上が、各国別税制の説明項目並びに説明順序の概要であるが、内容はすべて、1987年4月1日現在の税法に基づいて説明してあるので、本書の活用に当たっては、その点に充分留意し、今後の改正の動向についても考慮していただきたい。

なお、本書の執筆は、サンワ・等松青木監査法人の公認会計士が分担執筆したものであり、執筆者別の分担は次のとおりである（掲載順）。

序論 富田 岩芳

各論 須田 徹 アメリカ

久保 恵一 カナダ

佐々木秀一 イギリス

余語 豊  
西坂 孝義 } 西ドイツ

鈴木 良一 フランス

菅原 邦彦 オランダ

洪水 啓次 香港

佐藤 昭利  
原 邦明 } シンガポール

内村 治 オーストラリア

山崎 彰三  
星野 清 } ブラジル

近藤 義雄 中国

( 8 )

大島 恒彦  
大沢 裕 } 韓 国

最後に、本書が発行されるに当たっては、税務研究会編集局長 西元利治氏  
・同国際税務編集部長 市村輝實氏及び同出版事業部の方々のご協力に負うと  
ころが多々あった。記して、厚く御礼申し上げる次第である。

1987年7月

執筆者代表 洪 水 啓 次

## 三訂版はしがき

1986年4月に本書の初版を発行して以来、幸いにして、多数の企業の税務及び国際担当者、公認会計士、大学の研究者等の方々の参考に供することができ、執筆者一同望外の喜びである。

1987年7月に改訂版の発行以来各国の税制に多くの改正変更があり、これらの点を折り込み、税務申告書の実例を最近年度のものに取り替えることにより、主要な海外諸国の税務の実務を関係者の方々に提供するため、本書の三訂版を発行することにした。

この三訂版の発行に当たっては、当法人の次の公認会計士が担当した。

序論—富田岩芳

各論 アメリカ—須田徹、カナダ—古沢茂、イギリス—若松謙維、ドイツ—内田貴和、フランス—霞晴久、オランダ—菅原邦彦、香港—法師信武、シンガポール—原邦明、オーストラリア—内村治、ブラジル—山崎彰三、中国—近藤義雄、韓国—大沢裕

また、本書の改訂に際しては税務研究会出版局の神田正哉氏にたいへんお世話になりました感謝の意を表したい。

1991年3月

執筆者一同

## 總　目　次

序論 国際税務問題の展望	1
各論 海外税務の実際	7
I アメリカ	7
II カナダ	103
III イギリス	161
IV ドイツ	237
V フランス	289
VI オランダ	329
VII 香港	377
VIII シンガポール	419
IX オーストラリア	481
X ブラジル	517
XI 中国	561
XII 韓国	601

## 細 目 次

## 序論 国際税務問題の展望

[ 1 ]	海外税務問題への対応策	1
[ 2 ]	トランクスファー・プライシング	2
[ 3 ]	過少資本	2
[ 4 ]	タックス・プランニング	3
[ 5 ]	租税条約と二重課税	3
[ 6 ]	日本の税制上の問題点	4
[ 7 ]	国際税務専門家の養成	5

## 各論 海外税務の実際

I アメリカ

§ I	税制と実務	7
[ 1 ]	税制の概要	7
1	課税主体	7
2	税金の種類	7
3	非課税州	8
4	連邦税法の構成	9
(1)	内国歳入法	9
(2)	基本通達	9
(3)	個別通達	9
(4)	租税条約	10
5	税務調査と時効	10

細目次 ( 13 )

[ 2 ] 法人所得税.....	11
1 課税所得の計算.....	11
(1) 納税義務者.....	11
(2) 関連グループ法人.....	13
(3) 会計期間.....	15
(4) 課税所得及び税額の計算.....	15
(5) 確定決算と申告調整.....	16
(6) 会計処理方法の変更.....	16
2 益    金.....	16
(1) 原    則.....	16
(2) 海外源泉所得.....	18
(3) 受取配当金.....	18
(4) 受取利息.....	20
(5) 為替差損益.....	20
(6) 債務免除益.....	20
(7) キャピタル・ゲイン及びロス.....	21
(8) 補助金.....	22
3 損    金.....	22
(1) 原    則.....	22
(2) 棚卸資産の取得原価と評価方法.....	22
(3) 貸倒引当金と貸倒損失.....	25
(4) 固定資産の取得原価と減価償却.....	26
(5) 有価証券の取得原価と評価方法.....	37
(6) 試験研究費.....	37
(7) 開業費と繰延資産.....	38
(8) 営業権及び非償却資産.....	38
(9) 諸引当金.....	38
(10) 交際費.....	39
(11) 支払利息.....	39
(12) 租税公課.....	40
(13) 罰    金.....	41
(14) 寄    付    金.....	41
4 欠損金の繰戻しと繰越し.....	41
(1) 原    則.....	41
(2) 製品保証を原因とする欠損金.....	41
(3) 短期決算年度の欠損金.....	41
(4) 株主が変動した等の場合の欠損金.....	42
5 優遇措置と免税.....	42
6 税    率.....	42
(1) 通常所得に対する税率.....	42
(2) キャピタル・ゲイン等に対する税率.....	43
(3) 代替ミニマム税.....	43
(4) 環境税.....	45
(5) 留保金課税.....	46

7 税額控除	46
(1) 外国税額控除	46
(2) 臨床試験費税額控除	47
(3) 代替エネルギー製造税額控除	47
(4) 一般事業税額控除	47
8 申告期限と納付	49
(1) 申告期限	49
(2) 予定納付	49
9 非居住者に対する課税	50
(1) 外国人に対する課税の原則 及び日米租税条約の規定	50
(2) 駐在員事務所の課税関係	51
(3) 支店に対する課税関係	52
(4) 外国人による米国不動産損益	52
(5) パートナーシップの パートナー	53
10 地方税	53
[ 3 ] 個人所得税	54
1 課税対象	54
(1) 納税義務者と課税対象	54
(2) 居住外国人の定義	55
(3) 申告資格	55
(4) 課税所得及び税額の計算	56
(5) 危険負担ルールと消極的活動の 規定	57
(6) ホビーロス	57
2 総所得	57
3 控除額	60
(1) 所得調整項目	60
(2) 所得控除	61
(3) 人的控除	64
4 税率及び税額控除	64
(1) 税率	64
(2) 代替ミニマム税	66
(3) 税額控除	66
5 税額計算	67
6 納付	67
(1) 源泉徴収	67
(2) 確定申告及び予定納税	67
7 雇用主の義務	67
8 給与所得以外の所得	68

細 目 次 ( 15 )

9 地方個人所得税.....	68
10 法定福利費.....	68
(1) 社会保険税.....	68
(2) 連邦失業保険料.....	69
(3) 州失業保険料.....	69
〔4〕 その他の税金.....	70
1 付加価値税.....	70
2 固定資産税.....	70
(1) 不動産にのみ課税している州.....	70
(2) 棚卸資産が非課税の州.....	70
(3) 無形資産にも課税する州.....	70
3 売上税・使用税.....	71
〔第1表〕 主要20州の法人所得と得税比較表.....	82
〔第2表〕 主要20州の個人所得と得税比較表.....	82
〔第3表〕 主要20州の売上税・使用税比較表.....	85
§2 申告書の実例.....	86
〔1〕 連邦法人所得税申告書.....	86
〔2〕 連邦個人所得税申告書.....	99

II カ ナ ダ

§1 税制と実務.....	103
〔1〕 税制の概要.....	103
〔2〕 法人所得税.....	104
1 課税所得の計算.....	104
(1) 課税対象.....	104
(2) 確定決算と申告調整.....	105
2 益 金.....	106
(1) 原 則.....	106
(2) 国外源泉所得.....	106
(3) 受取配当金.....	107
(4) 受取利子.....	108
(5) 為替差益（損）.....	108
(6) 債務免除益.....	108